

令和4年6月17日 14時00分

資料配付 近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所

紀の川(直轄管理区間)掘削土石を 採取する事業者を募集します。

和歌山河川国道事務所は、河川整備計画に基づく河川改修事業により河道掘削で発生する土石について、公共事業へ優先利用した後の土石を対象に、採取を希望する事業者を募集します。

- 【申込期間】令和4年6月20日から令和4年8月25日まで
- 河川内に仮置きした河道掘削土石(有用土石)を提供
- 全体予定土石量 約1万m³
- 採取予定期間は、令和4年12月1日から令和5年5月15日まで
- 河川法の規定により土石採取料が徴収されます。
- 砂利採取法の規定により手数料の納付が必要となります。

<取扱い> _____

<配布場所> 和歌山県政記者クラブ・和歌山県政放送記者クラブ・和歌山地方新聞記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所

副所長(河川)	たけなか ひろのり 竹中 宏徳
河川占用調整課長	くぼ のりお 久保 徳生

TEL 073-424-2471(代表)

紀の川(直轄管理区間)掘削土石の 採取希望者を募集します

1. 公募の趣旨

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所は、河川整備計画に基づく河川改修事業により、河道掘削で発生する土石について、公共事業へ優先利用した後の土石を対象に、採取を希望する事業者を募集します。

2. 公募の概要

(1) 土石採取の基本的な考え方

- 河川改修事業による掘削土石は、公共事業への利用を優先することを基本とし、採取場所に仮置した掘削土石を有償にて土石採取者に採取させるものです。
- 掘削土石の採取量は、全体で約1万m³を予定しています。なお、予定土石量は、今後の河川改修事業の実施状況により変更することがあります。
- 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所は、土石採取者の応募審査を行い決定します。土石採取者は決定後、河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条に基づく認可の申請が必要です。
- 決定した土石採取者が複数となり、希望採取量合計が予定土石量を上回る場合には、均等割により採取量を決定します。

(2) 土石採取場所等

- 掘削土石の採取場所は別図のとおりです。
和歌山県紀の川市桃山町調月地先（紀の川左岸19.6k付近）

(3) 土石採取期間

- 掘削土石の採取期間は、令和4年12月1日(予定)から令和5年5月15日までです。
- 河川改修事業の変更が生じた場合は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所と土石採取者が協議のうえ、土石採取者は河川法及び砂利採取法に基づく認可の変更申請を行う必要があります。

(4) 土石採取料等

- 土石採取料は、河川法の規定により、和歌山県の県条例に基づき徴収されます。
- 手数料に関しては、砂利採取法第35条の規定により、納付が必要となります。

(5) 応募資格要件

- 主な要件は下記のとおりです。

① 和歌山県において砂利採取法に定める砂利採取業者の登録を行った者または登録中の者。

なお、登録中の者は令和4年9月26日（月）までに登録の完了及び登録通知書の写しを提出すること。令和4年9月26日（月）までに登録の完了及び登録通知書の写しの提出がない者は土石採取者となることはできません。

② 砂利採取法第4条に定める業務主任者の1名を本件に専ら従事させること。

(6) 応募審査について

- 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所は、提出書類により参加資格の確認を行います。

- 土石採取者審査は、下記のとおりです。

- ① 掘削土石の運搬・処理能力
- ② 交通安全対策の具体的な方法
- ③ 公道汚濁防止や騒音防止の具体的な方法
- ④ 業務主任者の資格

- スケジュール

申込書締切	令和4年8月25日（木）（必着）
審査通知の発送	令和4年9月29日（木）を予定
河川法等の申請	令和4年9月30日（金）～令和4年10月31日（月）
許可及び認可	令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水）
土石採取開始	令和4年12月1日（木）を予定

(7) 手続きの延期又は取りやめ

- 発注予定の河道掘削工事が入札不調になる等の事情により、本案件が延期又は取りやめとなる場合があります。

(8) 応募申込手続き

- 採取希望者は、採取計画概要書、誓約書等の書類を近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に提出して下さい。

- 申込み方法

① 郵送の場合（簡易書留等、配達記録されるものに限る）

申し込み受付期間 令和4年6月20日（月）から令和4年8月25日（木）まで
【令和4年8月25日（木）必着のこと】

② 持参の場合

申し込み受付期間 令和4年6月20日（月）から令和4年8月25日（木）まで
【午前9時から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

送付先 〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16番
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 河川占用調整課 専門職 宛

3. 詳しい申請内容

詳しい申請内容については、令和4年6月20日（月）に和歌山河川国道事務所
ホームページなどに掲載します。

和歌山河川国道事務所ホームページ

<https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/>

紀の川における土石採取の申請者募集要項

1. 募集の趣旨

国土交通省(以下「河川管理者」という。)は、一級河川紀の川水系紀の川において実施する河川改修事業において発生する河道掘削土石(以下「掘削土石」という。)について、公共事業への利用を優先した後の掘削土石(予定土石量約1万m³)を、河川法(昭和39年法律第167号)第25条及び砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条に基づき土石採取を申請する事業者(以下「土石採取者」という。)を公募する。

応募される方は、この募集要項をお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

2. 土石採取の基本的な考え方及び土石量等

(1) 河川改修事業による掘削土石は、公共事業への利用を優先することを基本とし、その上でコンクリート骨材等の需要に応じ河川管理者が採取場所に仮置した掘削土石を土石採取者に採取させるものである。

(2) 掘削土石の採取量は、全体で約1万m³を予定している。なお、予定土石量は、今後の河川改修事業の実施状況及び砂利採取規制計画の変更等により変更することがある。

(3) 採取後の掘削土石を製品化するための、粒径選別、洗浄、細粒分の処理等の工程は土石採取者が河川より搬出後自ら行うものである。なお、土石採取者は掘削土石の質を根拠として、搬出を拒否できないものとする。

参考として令和4年6月に実施した紀の川における河床土質調査は別添のとおりである。

ただし、この土質調査によって掘削土石の質を保証するものではない。

(4) 河川管理者は、「紀の川における土石採取の申請者募集要項」の8に定める審査を行い、土石採取者を決定するものとする。なお、決定した土石採取者が複数の場合で、希望採取量合計が予定土石量を上回る場合には、均等割により採取量を決定するものとする。ただし、土石採取者の事情により予定土石量の範囲内で採取量を増減できるものとする。

3. 土石採取場所等

掘削土石の採取場所は別図のとおりとするが、個々の採取場所、仮置する土石量については、土石採取者は河川管理者に対して指定することができないものとする。

和歌山県紀の川市桃山町調月地先(紀の川左岸19.6k付近)

4. 土石採取期間

(1) 掘削土石の採取は、令和4年12月1日から令和5年5月15日までとする。土石採取者は河川管理者が採取場所に仮置した掘削土石は、速やかに搬出するものとする。ただし、河川管理者と河道掘削工事の状況に応じた調整を行うものとする。

(2) 河川改修事業の実施にあたって事業工期の変更の必要が生じた場合は、河川管理者と土石採取者が協議のうえ、土石採取者は河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条に基づく認可の変更申請を行うものとする。

5. 土石採取料(占用料)等

(1)土石採取料(占用料)に関しては、河川法第32条の規定により、和歌山県(和歌山県河川法施行条例)が徴収する。

(2)手数料に関しては、砂利採取法第35条の規定により、納付が必要です。

6. 応募資格要件

次の(1)~(5)の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

(1) 次の①から③までの欠格事項のいずれにも該当しない者。

① 役員に次の各号に該当する者がいる者。

ア 破産者で復権を得ていない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 成年被後見人、被補佐人

② 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。

③ 過去3年間で法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者。

(2) 和歌山県において砂利採取法第3条に定める砂利採取業者に登録されている者または登録申請手続中の者。なお、登録申請手続中の者は審査が終了する令和4年9月26日までに登録の完了及び登録通知書の写しを提出することとし、令和4年9月26日までに登録の完了及び登録通知書の写しの提出がない者は土石採取者となることはできないものとする。

(3) 砂利採取法第4条に定める業務主任者のうち少なくとも1名を本件に専ら従事させることができる者であること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(6) 欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

① 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合

④ 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合

⑤ その他不正行為があったと認められる場合

7. 応募申込手続き等

(1) 応募申し込み手続き

採取希望者は、次の書類を近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所に提出すること。

① 紀の川土石採取申込書(様式1)

② 採取計画概要書(様式2)

- ③ 誓約書(様式3)
- ④ 砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し(なお、登録中の者は審査が終了する令和4年9月26日までに登録の完了及び登録通知書の写しを提出すること)
- ⑤ 当該事業所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者合格書の写し

(2) 申込み方法

- ① 郵送で申込む場合(簡易書留等、配達記録されるものに限る)

申し込み受付期間 令和4年6月20日(月)から令和4年8月25日(木)まで

【令和4年8月25日必着のこと】

送り先 〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16番

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課 専門職 宛

- ② 持参する場合

申し込み受付期間 令和4年6月20日(月)から令和4年8月25日(木)まで

【午前9時から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

提出先 〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16番

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課 専門職(4階)

(3) 質問書の提出

質問書の提出期限は、令和4年7月11日(月)とする。

上記期間内に近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課 専門職 宛

(FAX 073-427-1859)に、別記様式に必要事項を記入してFAXで送付すること。

回答は期間内に和歌山河川国道事務所ホームページで回答する。なお、質問書送付時には、事前に電話連絡(TEL 073-402-0268)を行ったうえでFAXすること。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

(4) 土石採取者審査結果の通知日

令和4年9月29日(木)発送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができる。質問書は(2)申込み方法に示す宛先に提出すること。

(5) 本公募の決定通知を受けた土石採取者は速やかに、次に掲げる内容及び応募申込みに提出した採取計画概要書の内容について、円滑に実施するため、和歌山河川国道事務所長と「紀の川河道掘削土石の採取に関する協定(以下「協定」という。)」を締結するものとする。

なお、協定を締結した土石採取者のみ河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条に基づく認可の申請を行うことができるものとする。

- ・土石採取の基本的な考え方及び土石量等
- ・土石採取場所等
- ・土石採取期間(許可期間)
- ・その他掘削土石の採取を円滑に実施するために必要な事項

8. 審査について

(1) 審査方法

河川管理者は、提出書類により応募資格の確認を行う。

(2) 土石採取者審査方法は、次に掲げる項目によるものとする。

- ① 掘削土石の運搬・処理能力
- ② 交通安全対策の具体的な方法
- ③ 公道汚濁防止や騒音防止の具体的な方法
- ④ 業務主任者の資格

(3) スケジュール

申込書締切	令和4年8月25日(木)【必着】
審査・決定	令和4年9月28日(水)までに決定
審査通知の発送	令和4年9月29日(木)を予定
河川法等の申請	令和4年9月30日(金)～令和4年10月31日(月)
審査・許可及び認可	令和4年11月1日(火)～令和4年11月30日(水)
土石採取開始日	令和4年12月1日(木)を予定

※上記スケジュールの日付は目安であり、変更となる場合がある。

(4) 発注予定の河道掘削工事が入札不調になる等の事情により、本案件が延期又は取りやめとなる場合がある。

9. 河川法及び砂利採取法の許認可手続き

(1) 本公募の決定通知を受け、協定を締結した土石採取者は、速やかに次の関係書類を添えて和歌山河川国道事務所に河川法第25条(土石等の採取の許可)の許可及び砂利採取法第16条(採取計画の認可)に基づく認可の申請を行い、許可及び認可を受けるものとする。

①河川法第25条申請

- ・河川占用許可申請書
- ・事業の計画概要
- ・位置図
- ・平面図
- ・河川現況写真
- ・搬出経路を明示した図面

②砂利採取法第16条申請

- ・採取計画認可申請書(手数料として、収入印紙必要)
- ・砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ・砂利採取場を管理する事業所の名称、住所及び連絡先
- ・当該事業所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者合格書の写し
- ・業務主任技術者が砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画書

※申請書の提出部数は正本1部、副本5部の計6部とする。

(2) 申請書の提出期限は、令和4年10月31日(月)とする。特段の理由なく、この期限内に申請を行わない場合は、土石採取者の決定を取り消すことがある。

- (3) 河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可の際に付すことを予定している条件の内容
- ①この許可(認可)を受けた者は、採取の期間中砂利採取法第29条に定める標識を設置し、かつ採取区域を明らかにするため当局和歌山河川国道事務所船戸出張所長(以下「出張所長」という。)又は、その指名する職員立会いのうえ標識(標旗、標柱又は浮標)を設置すること。これらの標識の設置が完了した後でなければ採取に着手してはならない。
 - ②砂利採取法第32条に定める採取日誌は、別紙様式1のとおりとする。
 - ③毎月末に採取日誌を集計して当該月における毎月の採取量を翌月10日までに、別紙様式2により出張所長に報告すること。
 - ④この許可(認可)に係る採取又は運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに出張所長に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
 - ⑤次の各号に掲げる場合は、すみやかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ 許可(認可)の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ この許可(認可)に係る期間内に、この認可に係る採取量に満たないで採取を取りやめたとき。
 - ハ 天災その他やむを得ない理由によって採取又は掘削ができないとき。
 - ⑥この許可(認可)に係る掘削及び採取を完了したときはすみやかに出張所長に届け出て検査を受けること。
 - ⑦この許可(認可)を受けた者は、この許可(認可)に係る採取又は運搬により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
 - ⑧河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可(認可)を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
 - ⑨河川管理者は、この許可(認可)書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

10. その他

- (1) 河川砂利を安定的に供給することが要請されている現状にかんがみ、砂利採取は適正な河川管理のもとに計画的に実施される必要があるため、砂利採取業の健全な共同化を促進し、砂利の採取は、極力協同組合等を通じて実施され協同採取から共同販売に至るまでの自主規制について行政指導を行うこととなっている。このため、当該公募にあたり必要に応じて「砂利採取業の健全な共同化の促進」及び「砂利の採取は極力協同組合等を通じて実施され協同採取から共同販売に至るまでの自主規制について行政指導」を実施する場合がある。
- (2) 土石採取者は、河川改修事業の実施期間において、河川法その他の法令を遵守し、継続かつ安定した事業が実施可能で無ければならない。
- (3) 本件に関する土石採取事業は、掘削土石の運搬や選別等の実施にあたって、行政又は地域住民の意見を尊重しなければならない。
- (4) 手続において使用する言語は日本語に限る。

以上

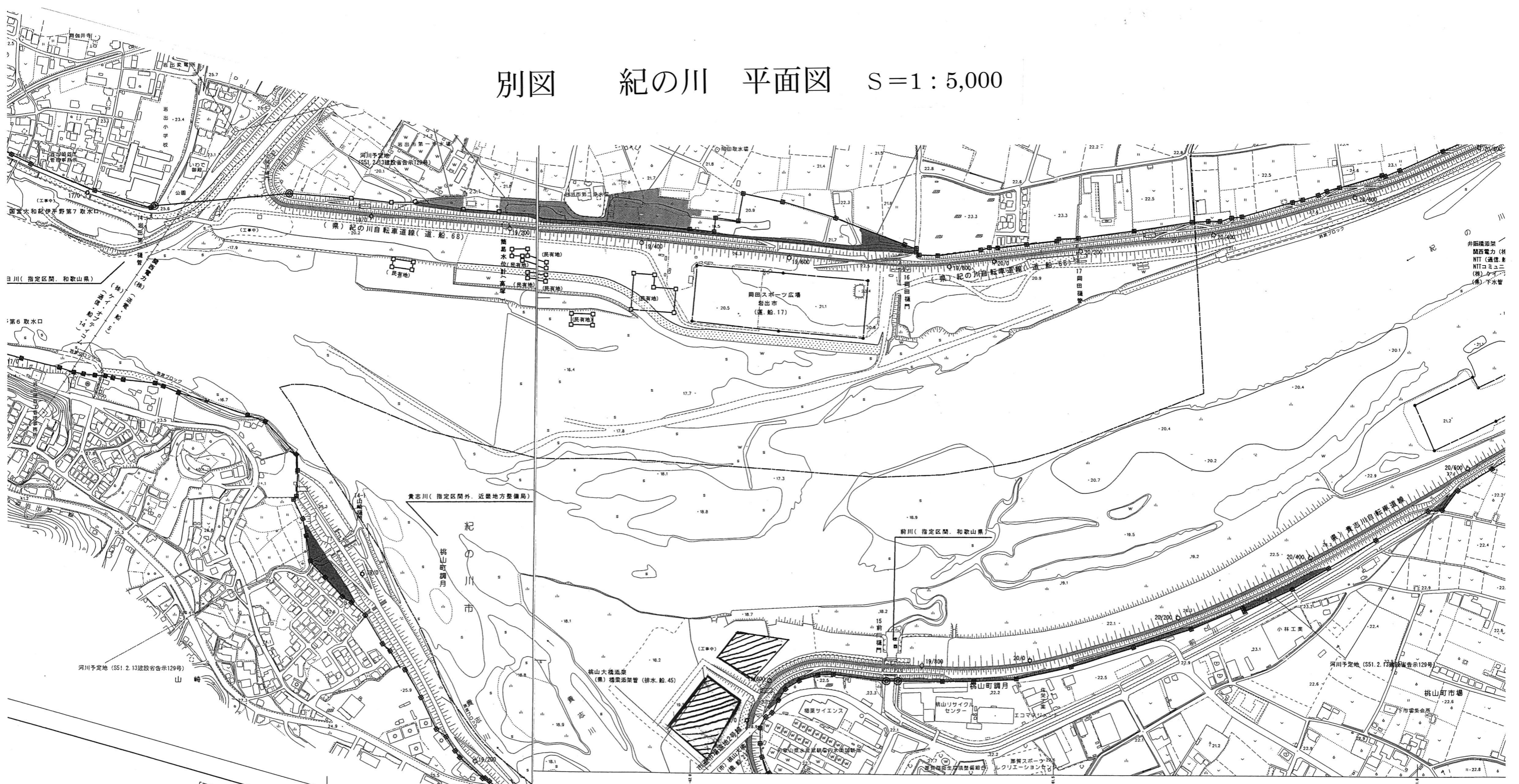
砂 利 等 採 取 日 誌

月 日 曜日 天気 業務主任者

作業時間	作業開始	時	分	作業終了	時	分	
	休止時間	時間		稼働時間	時間		
運搬自動車（船）台数			台	稼働人員		人	
砂利等採取量	区分	採取量		累計採取量		運搬自動車（船）延台数	
	砂	m ³		m ³			
	砂利	〃		〃			
	掻込砂利	〃		〃			
	栗石	〃		〃			
	合計	m ³		m ³			
砂利等販売量	区分	販 売 量					
		自 府 県		府 県		府 県	
	砂	販売量 m ³	累 計 m ³	販売量 m ³	累 計 m ³	販売量 m ³	累 計 m ³
	砂利						
	掻込砂利						
	栗石						
合計							

記 事

別図 紀の川 平面図 S=1:5,000



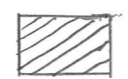
「平面直角座標値は、世界測地系に対応」

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 平29 近公第513号」

撮影	平成8年3月
測図	平成9年1月
現測	平成8年12月
補正	平成19年3月
撮影	平成19年3月
測図	平成19年5月
現測	平成19年2月
撮影	平成30年3月
測図	平成31年2月
現測	平成30年7月

投影 高斯等角投影法
基準点 国土地理院の三角点及水準点
座標系 第6系による0.5km間隔
等高線 1m間隔

SOKET SET



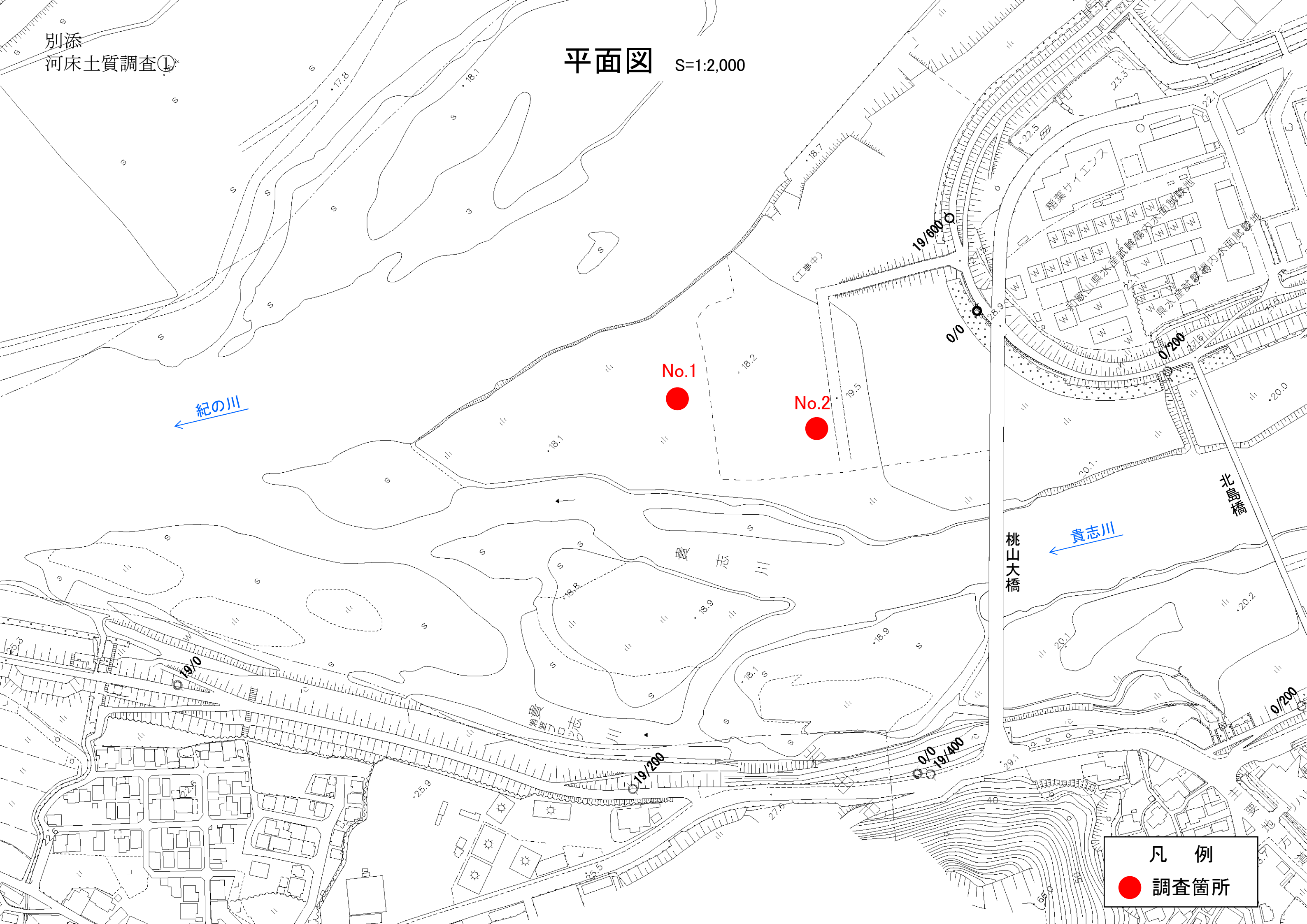
採取場所:和歌山県紀の川市桃山町調月地先(紀の川左岸19.6k付近)



1:5,000

調月地区(掘削範囲、仮置きヤード)





凡 例
● 調査箇所

土質試験結果一覧表（材料）

別添
河床土質調査②

調査件名 XXXXXXXXXX

整理年月日

2022年 6月 13日

整理担当者 XXXXXXXXXX

試料番号 (深さ)	桃山大橋 土採場 No.1	桃山大橋 土採場 No.2			
一般	湿潤密度 ρ_t g/cm ³				
	乾燥密度 ρ_d g/cm ³				
	土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.675	2.695		
	自然含水比 w_n %	4.8	7.3		
	間隙比 e				
	飽和度 S_r %				
粒度	石分 (75mm以上) %				
	礫分 ¹⁾ (2~75mm) %	62.6	64.5		
	砂分 ¹⁾ (0.075~2mm) %	29.4	27.8		
	シルト分 ¹⁾ (0.005~0.075mm) %	6.2	6.2		
	粘土分 ¹⁾ (0.005mm未満) %	1.8	1.5		
	最大粒径 mm	53	53		
	均等係数 U_c	110	170		
コンシステンシー特性	液性限界 w_L %	NP	NP		
	塑性限界 w_P %	—	—		
	塑性指数 I_p	—	—		
分類	地盤材料の分類名	粘性土まじり 砂質礫	粘性土まじり 砂質礫		
	分類記号	(GS-Cs)	(GS-Cs)		
	試験方法				
締め	最大乾燥密度 ρ_{dmax} g/cm ³				
	最適含水比 w_{opt} %				
	試験方法				
CBR	膨張比 r_e %				
	貫入試験後含水比 w_2 %				
	平均 CBR %				
	%修正CBR %				
コーン指数	突固め回数 回/層	25	25		
	コーン指数 q_c kN/m ²	貫入不可	貫入不可		
せん断					

特記事項

1) 石分を除いた75mm未満の土質材料に対する百分率で表す。

[1kN/m² ≒ 0.0102kgf/cm²]

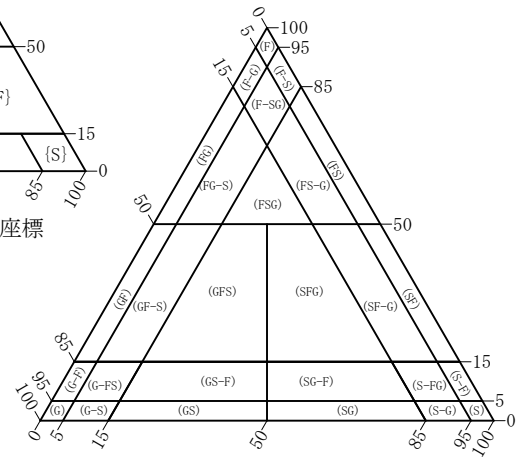
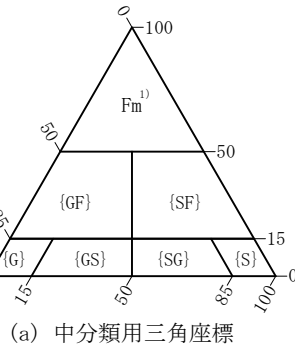
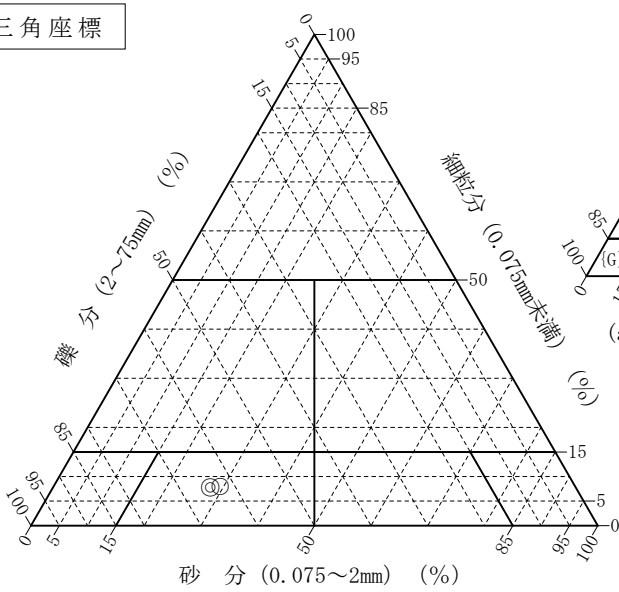
調査件名 XXXXXXXXXX

試験年月日 2022年 6月 13日

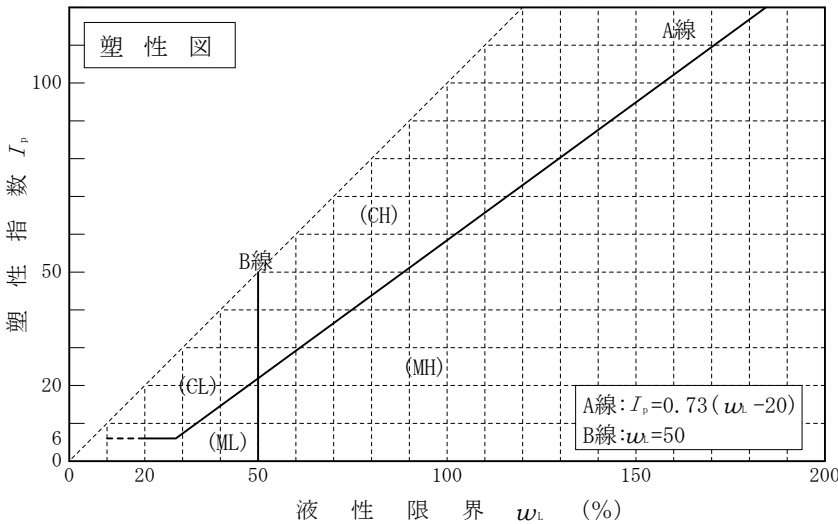
試験者 XXXXXXXXXX

試料番号 (深さ)	桃山大橋 土採場 No.1	桃山大橋 土採場 No.2			
石分(75mm以上) %					
礫分(2~75mm) %	62.6	64.5			
砂分(0.075~2mm) %	29.4	27.8			
細粒分(0.075mm未満) %	8.0	7.7			
シルト分(0.005~0.075mm) %	6.2	6.2			
粘土分(0.005mm未満) %	1.8	1.5			
最大粒径 mm	53	53			
均等係数 U_c	110	170			
液性限界 w_L %	NP	NP			
塑性限界 w_p %	—	—			
塑性指数 I_p	—	—			
地盤材料の分類名	粘性土まじり 砂質礫	粘性土まじり 砂質礫			
分類記号	(GS-Cs)	(GS-Cs)			
凡例記号	○	◎			

三角座標



特記事項 1) 主に観察と塑性図で判別分類



調査件名 XXXXXXXXXX 試験年月日 2022年 6月 8日

試験者 XXXXXXXXXX

試料番号 (深さ)		桃山大橋 土採場 No.1			桃山大橋 土採場 No.2		
ピクノメーター No.		68	24	101	53	123	105
(試料+蒸留水+ピクノメーター)の質量 m_b g		157.756	159.520	166.735	161.983	161.699	172.370
m_b をはかったときの内容物の温度 T °C		21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3
T °Cにおける蒸留水の密度 $\rho_w(T)$ g/cm ³		0.99792	0.99792	0.99792	0.99792	0.99792	0.99792
温度 T °Cの蒸留水を満たしたときの (蒸留水+ピクノメーター)質量 m_a g		152.618	151.455	155.847	152.858	153.080	157.144
試料の 炉乾燥質量	容 器 No.	68	24	101	53	123	105
	(炉乾燥試料+容器)質量 g	50.099	58.628	58.741	64.285	66.173	67.052
	容 器 質 量 g	41.897	45.780	41.366	49.806	52.490	42.852
m_s g		8.202	12.848	17.375	14.479	13.683	24.200
土 粒 子 の 密 度 ρ_s g/cm ³		2.671	2.681	2.673	2.699	2.696	2.691
平 均 値 ρ_s g/cm ³		2.675			2.695		
試料番号 (深さ)							
ピクノメーター No.							
(試料+蒸留水+ピクノメーター)の質量 m_b g							
m_b をはかったときの内容物の温度 T °C							
T °Cにおける蒸留水の密度 $\rho_w(T)$ g/cm ³							
温度 T °Cの蒸留水を満たしたときの (蒸留水+ピクノメーター)質量 m_a g							
試料の 炉乾燥質量	容 器 No.						
	(炉乾燥試料+容器)質量 g						
	容 器 質 量 g						
m_s g							
土 粒 子 の 密 度 ρ_s g/cm ³							
平 均 値 ρ_s g/cm ³							
試料番号 (深さ)							
ピクノメーター No.							
(試料+蒸留水+ピクノメーター)の質量 m_b g							
m_b をはかったときの内容物の温度 T °C							
T °Cにおける蒸留水の密度 $\rho_w(T)$ g/cm ³							
温度 T °Cの蒸留水を満たしたときの (蒸留水+ピクノメーター)質量 m_a g							
試料の 炉乾燥質量	容 器 No.						
	(炉乾燥試料+容器)質量 g						
	容 器 質 量 g						
m_s g							
土 粒 子 の 密 度 ρ_s g/cm ³							
平 均 値 ρ_s g/cm ³							

特記事項

1) ピクノメーターの検定結果から求める。

$$\rho_s = \frac{m_s}{m_s + (m_a - m_b)} \times \rho_w(T)$$

調査件名 XXXXXXXXXX

試験年月日 2022年 6月 7日

試験者 XXXXXXXXXX

試料番号 (深さ)	桃山大橋 土採場 No. 1			桃山大橋 土採場 No. 2		
容器 No.						
m_a g	1734.3	1647.5	1752.5	1804.6	1777.2	1780.5
m_b g	1662.7	1575.3	1676.9	1687.3	1664.6	1667.7
m_c g	100.8	100.9	101.8	102.3	101.0	100.5
w %	4.6	4.9	4.8	7.4	7.2	7.2
平均値 w %	4.8			7.3		
特記事項						

試料番号 (深さ)						
容器 No.						
m_a g						
m_b g						
m_c g						
w %						
平均値 w %						
特記事項						

試料番号 (深さ)						
容器 No.						
m_a g						
m_b g						
m_c g						
w %						
平均値 w %						
特記事項						

試料番号 (深さ)						
容器 No.						
m_a g						
m_b g						
m_c g						
w %						
平均値 w %						
特記事項						

試料番号 (深さ)						
容器 No.						
m_a g						
m_b g						
m_c g						
w %						
平均値 w %						
特記事項						

$$w = \frac{m_a - m_b}{m_b - m_c} \times 100$$

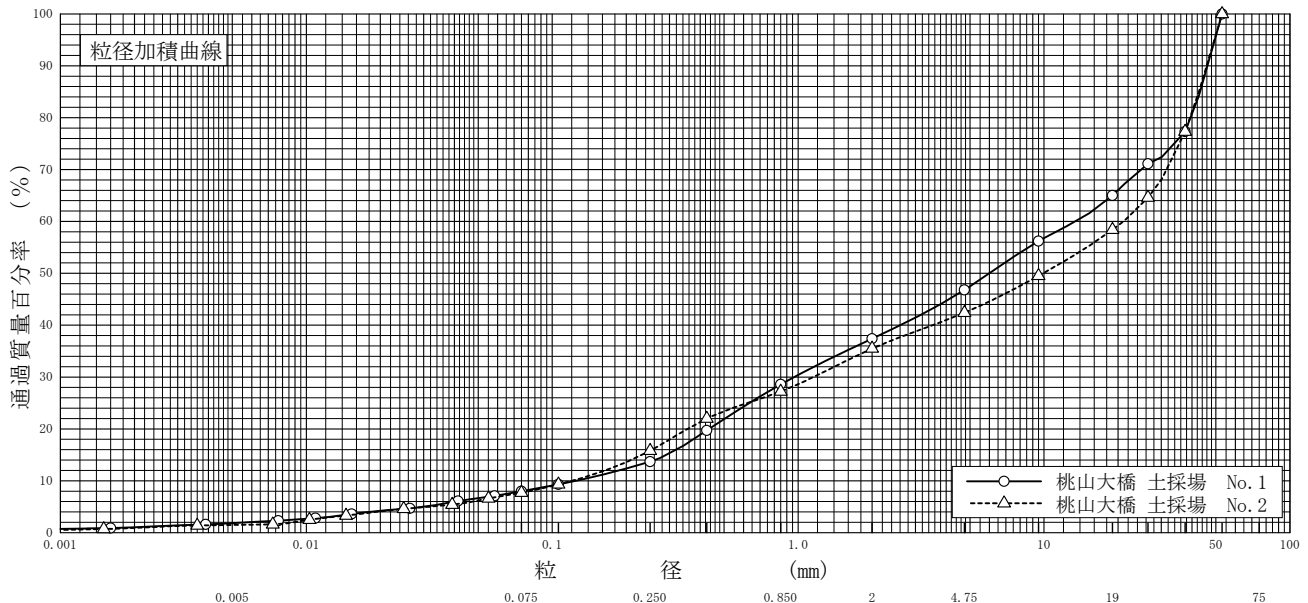
m_a : (試料+容器)質量
 m_b : (炉乾燥試料+容器)質量
 m_c : 容器質量

調査件名 XXXXXXXXXX

試験年月日 2022年 6月 13日

試験者 XXXXXXXXXX

試料番号 (深さ)	桃山大橋 土採場 No.1		桃山大橋 土採場 No.2		試料番号 (深さ)		桃山大橋 土採場 No.1	桃山大橋 土採場 No.2
	粒径 mm	通過質量百分率%	粒径 mm	通過質量百分率%	粗礫分 %	中礫分 %		
ふるい 分析	75		75		粗礫分 %		35.0	41.6
	53	100.0	53	100.0	中礫分 %	18.2	16.0	
	37.5	77.3	37.5	77.3	細礫分 %	9.4	6.9	
	26.5	71.1	26.5	64.6	粗砂分 %	8.8	8.3	
	19	65.0	19	58.4	中砂分 %	14.9	11.4	
	9.5	56.2	9.5	49.5	細砂分 %	5.7	8.1	
	4.75	46.8	4.75	42.4	シルト分 %	6.2	6.2	
	2	37.4	2	35.5	粘土分 %	1.8	1.5	
	0.850	28.6	0.850	27.2	2mmふるい通過質量百分率 %	37.4	35.5	
	0.425	19.7	0.425	22.0	425μmふるい通過質量百分率 %	19.7	22.0	
	0.250	13.7	0.250	15.8	75μmふるい通過質量百分率 %	8.0	7.7	
	0.106	9.3	0.106	9.3	最大粒径 mm	53	53	
	0.075	8.0	0.075	7.7	60% 粒径 D_{60} mm	13.4	21.0	
沈降 分析	0.0583	7.1	0.0551	6.6	50% 粒径 D_{50} mm	6.00	9.93	
	0.0414	6.1	0.0392	5.4	30% 粒径 D_{30} mm	0.968	1.16	
	0.0264	4.7	0.0249	4.6	10% 粒径 D_{10} mm	0.125	0.121	
	0.0153	3.6	0.0145	3.3	均等係数 U_c	110	170	
	0.0109	2.8	0.0103	2.5	曲率係数 U'_c	0.56	0.53	
	0.0077	2.3	0.0073	1.6	土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.675	2.695	
	0.0039	1.6	0.0036	1.4	使用した分散剤	ヘキサメタ磷酸ナトリウム	ヘキサメタ磷酸ナトリウム	
	0.0016	0.9	0.0015	0.7	溶液濃度, 溶液添加量	20% 粒径 D_{20} mm	0.434	0.357



粘土	シルト	細砂	中砂	粗砂	細礫	中礫	粗礫
----	-----	----	----	----	----	----	----

特記事項

調査件名 XXXXXXXXXX

試験年月日 2022年 6月 11日

試験者 XXXXXXXXXX

試料番号 (深さ) 桃山大橋 土採場 No.1

液性限界試験		塑性限界試験	液性限界 w_L %
落下回数	含水比 w %	含水比 w %	NP
			塑性限界 w_p %
			—
			塑性指数 I_p
			—
ヒモ状にならず試験不能			

試料番号 (深さ) 桃山大橋 土採場 No.2

液性限界試験		塑性限界試験	液性限界 w_L %
落下回数	含水比 w %	含水比 w %	NP
			塑性限界 w_p %
			—
			塑性指数 I_p
			—
ヒモ状にならず試験不能			

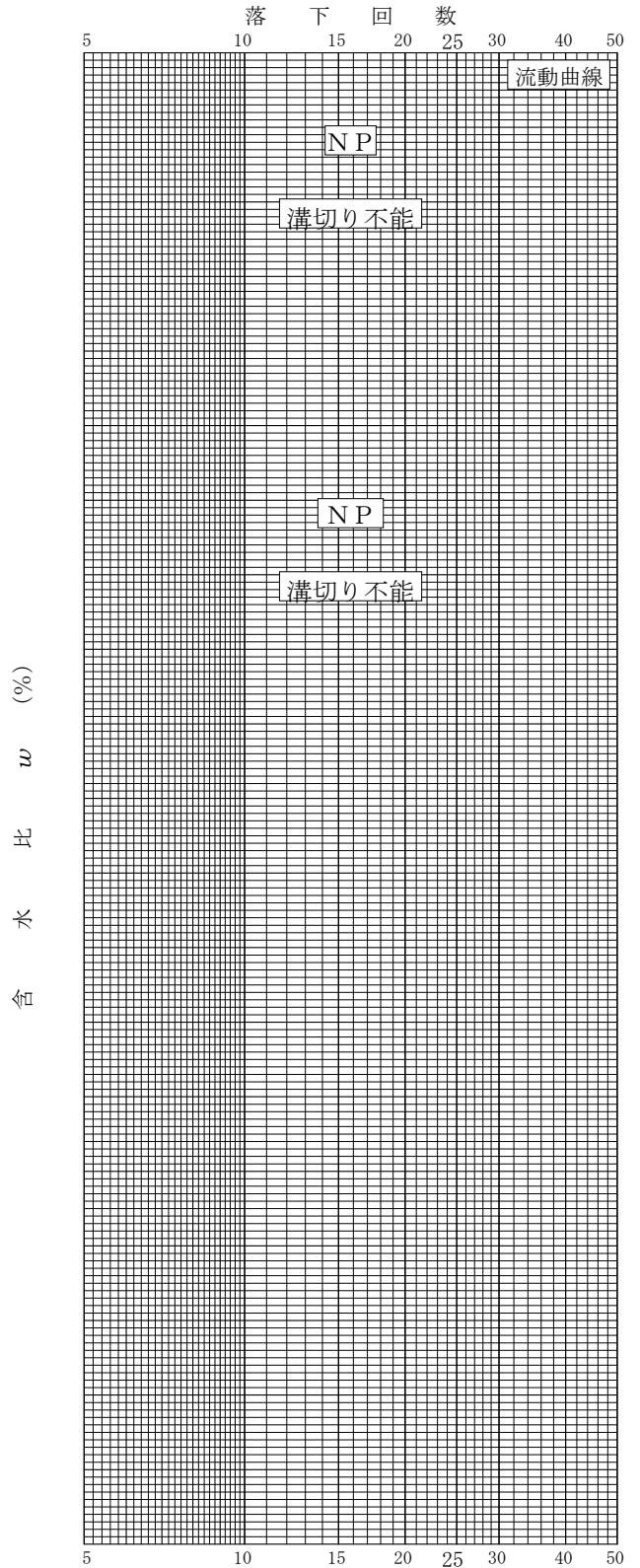
試料番号 (深さ)

液性限界試験		塑性限界試験	液性限界 w_L %
落下回数	含水比 w %	含水比 w %	
			塑性限界 w_p %
			塑性指数 I_p

試料番号 (深さ)

液性限界試験		塑性限界試験	液性限界 w_L %
落下回数	含水比 w %	含水比 w %	
			塑性限界 w_p %
			塑性指数 I_p

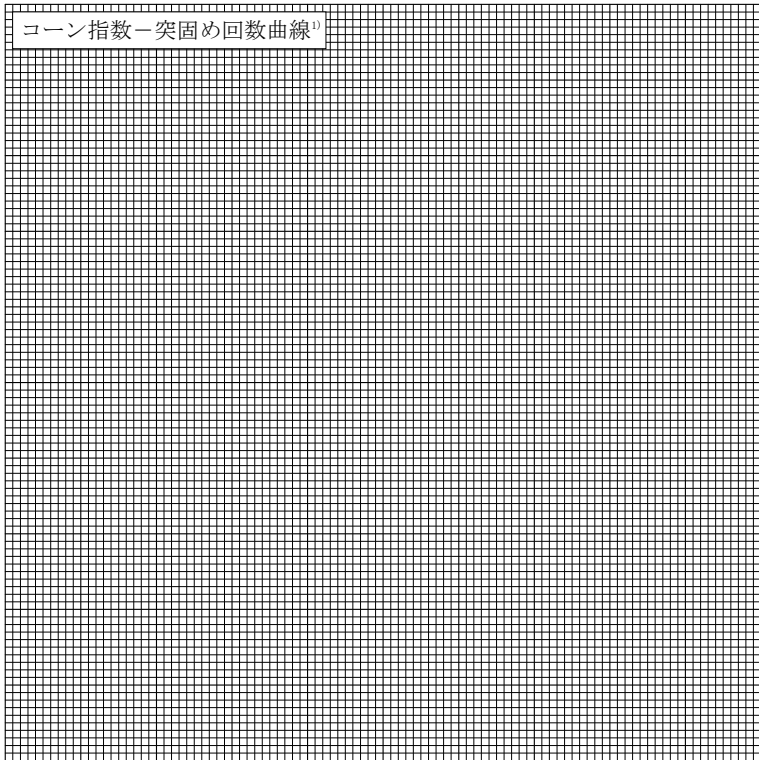
特記事項



調査件名 XXXXXXXXXX 試験年月日 2022年 6月 10日

試料番号 (深さ) 桃山大橋 土採場 No. 1 試験者 XXXXXXXXXX

土質名称	粘性土まじり砂質礫 (GS-Cs)	モールド	No.		荷重計	No.		コーン		
土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.675		容 量 V cm ³	1000		容 量 N	1			
コーンの底面積 A cm ²	3.24		(モールド+底板) 質量 m_1 g	3996.5		校正係数 K N/目盛	4.403			
突 固 め 回 数	回/層	25/3								
含 水 比	容 器 No.									
	m_a g	295.6	311.7							
	m_b g	278.2	293.3							
	m_c g	44.9	45.1							
	w %	7.5	7.4							
	平均値 w %	7.5								
供 試 体	(供試体+モールド+底板) 質量 m_2 g	6085.0								
	湿 潤 密 度 ρ_t g/cm ³	2.089								
	乾 燥 密 度 ρ_d g/cm ³	1.943								
	飽 和 度 S_r %	53.3								
	空 気 間 隙 率 v_a %	12.8								
コ ー ン 指 数	貫入抵抗力 N	貫 入 量	荷重計の読み	貫入抵抗力	荷重計の読み	貫入抵抗力	荷重計の読み	貫入抵抗力	荷重計の読み	貫入抵抗力
		5 cm	135.0	594.4						
		7.5 cm	貫入不可	-						
		10.0 cm	-	-						
	平均貫入抵抗力 Q_c N	-								
コ ー ン 指 数 q_c kN/m ²	貫入不可									



特記事項

- 1) 突固め回数が1種類の場合は記入の必要はない

コーン指数貫入不可は、試験者体重等より、2500kN/m²以上となる

$$\rho_t = \frac{m_2 - m_1}{V}$$

$$\rho_d = \frac{\rho_t}{1 + w/100}$$

$$S_r = \frac{w}{\rho_w / \rho_d - \rho_w / \rho_s}$$

$$v_a = \left\{ 1 - \frac{\rho_d}{\rho_w} \left(\frac{\rho_w}{\rho_s} + \frac{w}{100} \right) \right\} \times 100$$

$$q_c = \frac{Q_c}{A} \times 10$$

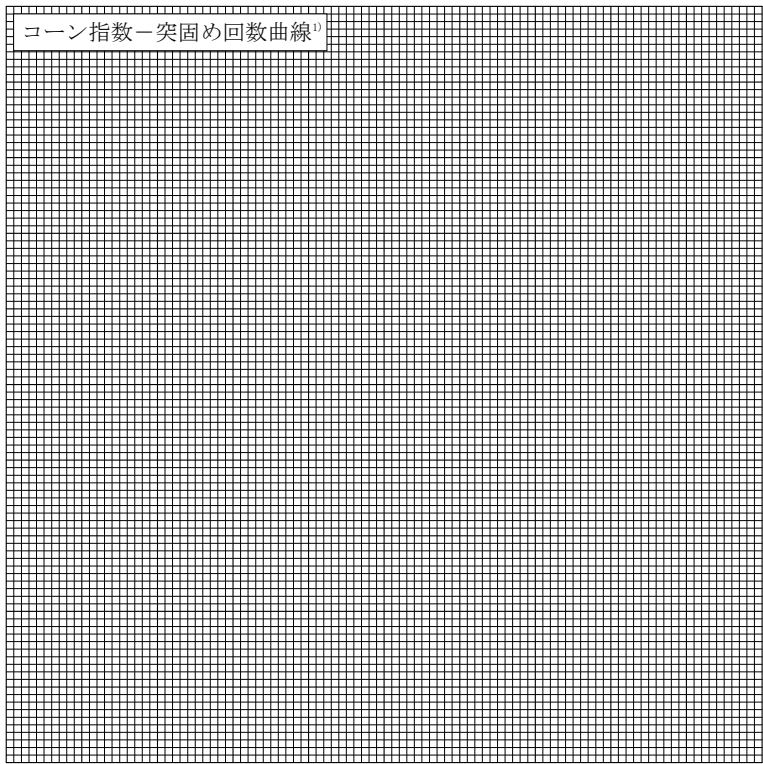
[1kN ≒ 102kgf]

[1kN/m² ≒ 0.0102kgf/cm²]

調査件名 XXXXXXXXXX 試験年月日 2022年 6月 10日

試料番号 (深さ) 桃山大橋 土採場 No.2 試験者 XXXXXXXXXX

土質名称	粘性土まじり砂質礫 (GS-Cs)	モールド	No.		荷重計	No.		コーン		
土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.695		容量 V cm ³	1000		容量 N	1			
コーンの底面積 A cm ²	3.24		(モールド+底板) 質量 m_1 g	3996.5		校正係数 K N/目盛	4.403			
突固め回数	回/層	25/3								
含水比	容器 No.									
	m_a g	361.0	342.5							
	m_b g	323.4	307.6							
	m_c g	44.8	45.5							
	w %	13.5	13.3							
	平均値 w %	13.4								
供試体	(供試体+モールド+底板) 質量 m_2 g	6211.3								
	湿潤密度 ρ_t g/cm ³	2.215								
	乾燥密度 ρ_d g/cm ³	1.953								
	飽和度 S_r %	95.1								
	空気間隙率 v_a %	1.4								
コーン指数	貫入抵抗力 N	貫入量	荷重計の読み	貫入抵抗力	荷重計の読み	貫入抵抗力	荷重計の読み	貫入抵抗力	荷重計の読み	貫入抵抗力
		5 cm	95.0	418.3						
		7.5 cm	140.0	616.4						
		10.0 cm	貫入不可	-						
	平均貫入抵抗力 Q_c N	-								
コーン指数 q_c kN/m ²	貫入不可									



特記事項

1) 突固め回数が1種類の場合は記入の必要はない

コーン指数貫入不可は、試験者体重等より、2500kN/m²以上となる

$$\rho_t = \frac{m_2 - m_1}{V}$$

$$\rho_d = \frac{\rho_t}{1 + w/100}$$

$$S_r = \frac{w}{\rho_w / \rho_d - \rho_w / \rho_s}$$

$$v_a = \left\{ 1 - \frac{\rho_d}{\rho_w} \left(\frac{\rho_w}{\rho_s} + \frac{w}{100} \right) \right\} \times 100$$

$$q_c = \frac{Q_c}{A} \times 10$$

[1kN ≒ 102kgf]
[1kN/m² ≒ 0.0102kgf/cm²]



試料採取

桃山大橋 土採場 No.1



試料採取

桃山大橋 土採場 No.2

余 白

紀の川土石採取申込書

令和 年 月 日

近畿地方整備局
和歌山河川国道事務所長 様

申込者 住所又は所在地

氏名又は名称等

代表者氏名

印

紀の川における土石採取の申請者募集について

このことについて、別添採取計画概要書のとおり採取したいので申し込みます。

連絡先

担当者

電話番号

—

—

Eメール

様式 2

採取計画概要書

氏名又は名称等(ふりがな)	[法人においては代表者氏名(ふりがな)]
住所又は所在地	[法人においては本店の所在地] [和歌山県内に所在する支店の所在地]
砂利採取業の登録年月日と番号 (写しを添付すること)	昭和・平成 年 月 日 和歌第 号
業務主任者	氏名(ふりがな) 資格取得年月日・番号
採取計画希望数量	千m ³
採取した土石の利用方法	
採取した土石の供給先	全量県内・一部県外・全量県外・その他()
採取した土石の運搬方法・経路	※国道や県道までの経路及びプラントまでの経路を示した地図を添付
一日搬出予定量	m ³
運搬経路における交通安全対策	交通要所へのガードマン配置計画 有(人)・無
運搬車の稼働時間	時 分～ 時 分
公道汚濁防止の方法 騒音防止の方法	
洗浄選別の方法	
洗浄選別後の不要残土の処分	
プラントの所有状況並びに処理能力	所在地 ----- 自己所有(新設・改修・既存) ----- 貸借(所有者住所氏名:) ----- 処理能力(m ³ /日)

(注) 1 できる限り具体的に記載してください。

2 当様式に記載しきれない場合は、適宜用紙(1項目につきA4版1枚)を追加してください。

様式 3

令和 年 月 日

近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所長 殿

住所

氏名又は名称等

代表者氏名

印

誓 約 書

令和 4 年 6 月 2 0 日付けで公告のありました「紀の川における土石採取の申請者募集要項」について、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 次の①から③までの欠格事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。
 - ①役員に次の各号に該当する者がいる者。
 - ア 破産者で復権を得ていない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ウ 成年被後見人、被保佐人
 - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。
 - ③過去 3 年間で法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者。
2. 砂利採取法第 4 条に定める業務主任者のうち少なくとも 1 名を本件に専ら従事させることができることを誓約いたします。
3. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないことを誓約いたします。
4. 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないことを誓約します。
5. 申請者募集要項 8.（4）記載による事情により、本案件が延期又は取りやめとなった場合において、異議申立を行いません。

別記様式

紀 の 川 土 石 採 取 質 問 書

令和 年 月 日

近畿地方整備局
和歌山河川国道事務所
河川占用調整課 専門職 様

質問者 住所又は所在地

氏名又は名称等

担当者

電話番号 ー ー

Eメール

質問事項

紀の川河道掘削土石の採取に関する協定(案)

紀の川における河道掘削土石(以下「掘削土石」という。)の採取について、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長(以下、「甲」という。)及び〇〇〇〇(以下、「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的

甲は、一級河川紀の川水系紀の川において実施する河川改修事業において発生する掘削土石について、公共事業への利用を優先した後の掘削土石(予定土石量約1万m³)を、河川法(昭和39年法律第167号)第25条及び砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条に基づき、甲が指定する場所において乙に採取させることとしている。

本協定は、掘削土石の採取を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2. 土石採取の基本的な考え方及び土石量等

- (1) 河川改修事業による掘削土石は、公共事業への利用を優先することを基本とし、その上でコンクリート骨材等の需要に応じ甲が採取場所に仮置した掘削土石を乙に採取させるものである。
- (2) 乙の掘削土石の採取量は、全体で約1万m³を予定している。予定土石量は、今後の河川改修事業の実施状況により変更することがある。
- (3) 採取後の掘削土石を製品化するための、粒径選別、洗浄、細粒分の処理等の工程は乙が河川より搬出後自ら行うものである。なお、乙は掘削土石の質を根拠として、搬出を拒否できないものとする。

3. 土石採取場所等

掘削土石の採取場所は別図のとおりとするが、個々の採取場所、仮置する土石量については、乙は甲に対して指定することができないものとする。

和歌山県紀の川市桃山町調月地先(紀の川左岸19.6k付近)

4. 土石採取期間

- (1) 掘削土石の採取は、令和4年12月1日から令和5年5月15日までとする。

乙は甲が採取場所に仮置した掘削土石は速やかに搬出するものとする。ただし、河川管理者と河道掘削工事の状況に応じた調整を行うものとする。

- (2) 河川改修事業の実施にあたって事業工期の変更の必要が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、乙は河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条に基づく認可の変更申請を行うものとする。

5. 河川砂利採取計画について

乙は、事前に甲に提出した採取計画に基づき掘削土石の搬出を円滑に行うものとする。

なお、乙の責により甲が仮置した掘削土石の搬出の継続ができなくなった場合に甲は、河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可を改正することがある。

6. その他

乙は、河川改修事業の実施期間において、河川法その他の法令を遵守し、継続かつ安定した事業が実施可能でなければならない。

なお、乙またはその構成者に、不誠実な行為があったと甲が判断した場合には、河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可を取り消すことがある。

本協定の証として本書二通を作成し、甲乙とがそれぞれ記名押印のうえ各自 一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所長 奥野 真章

乙 ○○○○ ○○ ○○

紀の川河道掘削土石の採取に係る採取量計測等について（案）

紀の川における河道掘削土石（以下「掘削土石」という。）の採取に係る採取量計測等について、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所船戸出張所長（以下、「甲」という。）及び●●●●（以下、「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

採取量計測については、甲が採取場所に仮置した掘削土石の体積を計測するものとする。甲は事前に仮置土石量を計測するものとし、乙は甲が事前に計測した土石量を確認した上で採取を行なうこと。仮置土石量の確認をした後、裏面に示す土石量の確認書に甲乙の代理人が署名をすること。

土石量確認済みの仮置土石を全て採取した後、再度甲乙の代理人で現地確認を行い、土石量確認書に署名すること。

乙は、確認した量をもって、採取量を甲に報告すること。

ただし、これによりがたい場合は、甲乙協議して決定するものとする。

本覚書の証として本書二通を作成し、甲乙とがそれぞれ記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所
船戸出張所長

乙 ●●●●

代表 ●●●●

土石量確認書

仮置場所、土石量	搬出前		搬出後	
	船 戸	● ●	船 戸	● ●
地先 m3	令和 年 月 日確認		令和 年 月 日確認	
地先 m3	令和 年 月 日確認		令和 年 月 日確認	
地先 m3	令和 年 月 日確認		令和 年 月 日確認	
地先 m3	令和 年 月 日確認		令和 年 月 日確認	
地先 m3	令和 年 月 日確認		令和 年 月 日確認	
地先 m3	令和 年 月 日確認		令和 年 月 日確認	
地先 m3	令和 年 月 日確認		令和 年 月 日確認	
地先 m3	令和 年 月 日確認		令和 年 月 日確認	